○上尾伊奈資源循環組合情報公開条例施行規則

令和５年４月１２日規則第２８号

上尾伊奈資源循環組合情報公開条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合情報公開条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第１５条第１項及び第２項の規則で定める事項）

第２条　条例第１５条第１項及び第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(2)　意見書を提出する場合の提出期限

（費用の額等）

第３条　条例第１９条第２項の費用の額は、日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）Ａ列３番までの大きさの用紙に白黒で複写する場合にあっては片面１枚につき１０円とし、その他の複写の場合にあっては実費の額とする。

２　行政文書の公開を受ける者は、前項の費用のほか郵送料に相当する費用を負担して、行政文書の写しの送付を求めることができる。

３　前２項の費用は、当該写しの交付を受ける前に組合に納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（実施状況の公表の方法）

第４条　条例第２５条の規定による行政文書の公開の実施状況の公表は、告示により行うものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。